

議案第6号関連資料

明石市交通災害等遺児養育福祉金支給条例の廃止について

1 廃止の背景・目的

明石市交通災害等遺児養育福祉金支給条例は、交通災害等遺児の健全な養育と福祉の増進を目的として、遺児の保護者に対して児童1人あたり月額2,000円の福祉資金を支給する事業です。

本事業は、昭和44年度に交通事故死の急激な増加という当時の社会背景から創設された事業ですが、近年、受給対象者数の減少や子育て支援施策の充実が図られた等、社会背景の変化により所期の役割を終えたことから、本事業を廃止しようとするものです。

2 事業の実績

○支給及び申請の実績

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
支給児童数	10人	8人	9人	6人	4人	3人
支給額	236千円	192千円	200千円	144千円	96千円	72千円
新規申請件数 ※()は児童数	1件(1人)	0件	2件(3人)	0件	0件	0件

※R2年度については2月末時点の見込み

○令和2年度予算

扶助費 360千円

3 経過措置

本事業の廃止時点での支給対象者に対する給付については、本来の支給期間が終了するまで支給を継続します。

ただし、支給終了前に受給資格を失った場合(市外転出など)は、喪失時点で支給を終了します。

4 施行期日

令和3年4月1日施行